パート収入・アルバイト収入のみの方の税金について

私は、前年の１月から近所のスーパーでパートとして働いています。毎月のパート収入は、８万５千円ですが、税金を納める必要はあるのでしょうか?
また、夫は会社員で、収入が６００万円ありますが、私は夫の配偶者控除や配偶者特別控除の対象になるのでしょうか?

パート・アルバイトの収入は通常、給与収入となります。
前年の１月から 12 月までの１年間の給与収入金額を計算すると、

85,000 円（月収）×12 ヶ月（勤務月数）＝1,020,000 円 となります。

なお、配偶者控除及び配偶者特別控除は、あなたの配偶者の所得金額が 1,000 万円（給与収入のみの場合は給与収入 1,195 万円）以下であり、あなたの収入金額が一定額以下である場合に対象となりますので、計算したあなたの給与収入金額を下表に当てはめます。

前年中の給与収入金額（前年中の所得金額）	配偶者控除 扶養控除 ※	配偶者特別控除 ※	自身に税金が課税されるかどうか	
			所得税	市民税・県民税 森林環境税
100 万円以下（45 万円以下）	**対象**	対象外	課税されません	課税されません
100 万円超 103 万円以下（45 万円超 48 万円以下）	**対象**	対象外	課税されません	**課税されます**
103 万円超 201 万６千円未満（48 万円超 133 万円以下）	対象外	**対象**	**課税されます**	**課税されます**
201 万６千円以上（133 万円超）	対象外	対象外	**課税されます**	**課税されます**

※　あなたの配偶者の所得金額が１,０００万円を超える場合は控除の対象になりません。

したがって、お問い合わせいただいた内容から、**あなたは配偶者控除の対象となりますが、配偶者特別控除の対象にはなりません。また、あなた自身にも市民税・県民税・森林環境税が課税されます。**

（注）給与以外に収入がある方や、扶養親族や社会保険料等の支払金額など、基礎控除以外に控除がある方は、上記の表に該当しない場合があります。

ご注意ください

★あなたの配偶者の収入に応じて配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が異なります。控除額は裏面をご覧ください。

★「給与収入」は、社会保険料等が差し引かれる前の金額（通勤手当は除く）です。源泉徴収票がお手元にある方は、「支払金額」の欄をご覧ください。

★健康保険等における扶養親族と、所得税及び市民税・県民税における扶養親族とは、対象となる所得金額の範囲が異なります。

収 入 金 額 と 所 得 金 額 に つ い て

所得金額は、前年中の収入金額から、その収入を得るための必要経費または法律で定められている一定の控除額を差し引いて計算します。

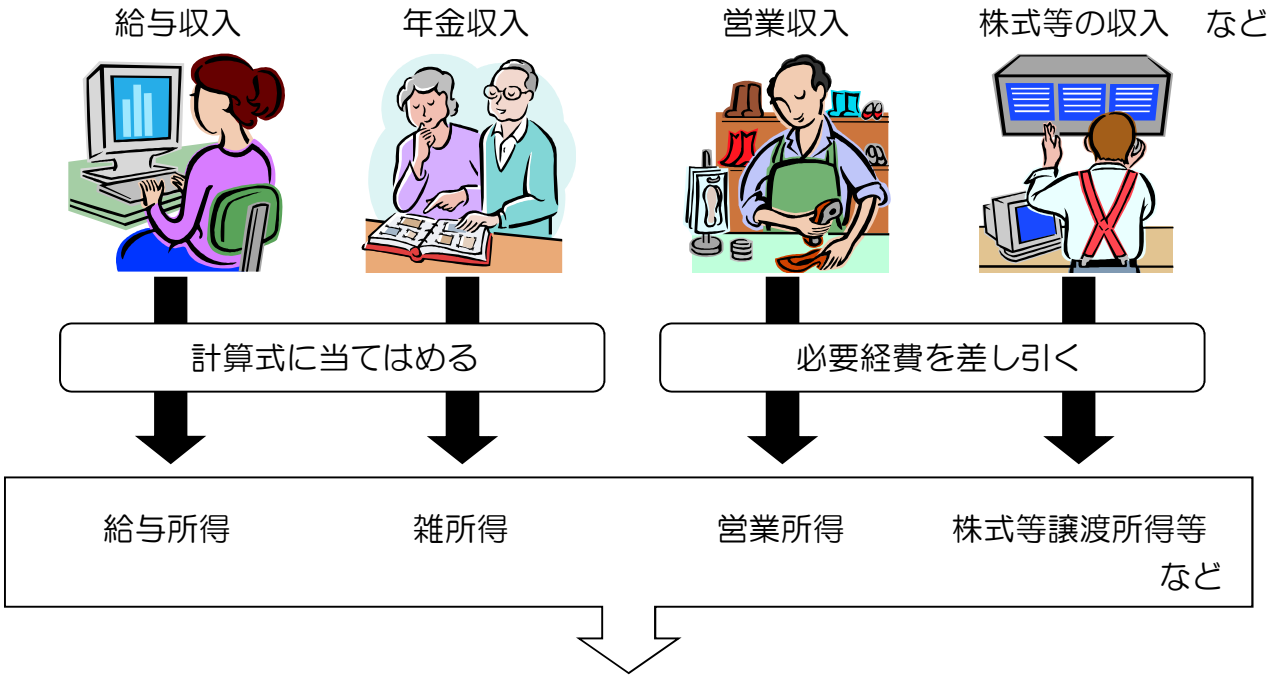

すべての所得の合計が、**前年中の合計所得金額**です。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額（給与収入のみの場合）

配偶者の収入金額（合計所得金額） ＼ 納税者本人の収入金額（合計所得金額）		1,095万円以下（900万円以下）	1,095万円超 1,145万円以下（900万円超 950万円以下）	1,145万円超 1,195万円以下（950万円超 1,000万円以下）
配偶者控除	103万円以下（48万円以下）	33万円	22万円	11万円
	老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	103万円超 155万円以下（48万円超 100万円以下）	33万円	22万円	11万円
	155万円超 160万円以下（100万円超 105万円以下）	31万円	21万円	11万円
	160万円超 166万8千円未満（105万円超 110万円以下）	26万円	18万円	9万円
	166万8千円以上 175万2千円未満（110万円超 115万円以下）	21万円	14万円	7万円
	175万2千円以上 183万2千円未満（115万円超 120万円以下）	16万円	11万円	6万円
	183万2千円以上 190万4千円未満（120万円超 125万円以下）	11万円	8万円	4万円
	190万4千円以上 197万2千円未満（125万円超 130万円以下）	6万円	4万円	2万円
	197万2千円以上 201万6千円未満（130万円超 133万円以下）	3万円	2万円	1万円
	201万6千円以上（133万円超）	適用なし		